

## 求人者・求職者の皆様へ

### 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

取扱職種：全職種

取扱地域：国内、インドネシア、ネパール、ミャンマー、モンゴル

### 有料職業紹介事業の紹介手数料について

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、契約書でご確認ください。

### 有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	・ 5,250 円 ・ 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬…職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40 % 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬…職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40 % 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 525,000 円 活動 1 日当たり 52,500 円 成功報酬…職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40 % 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬…職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 40 % 手数料負担者は関係雇用主とします。

※ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

※ 上記手数料は消費税が含まれています。

### 医療・介護・保育分野における職種別の手数料平均率

介護士 20～25%（高い場合：有資格者（初任者研修～介護福祉士）、  
低い場合：無資格者）

保育士 20%

### 苦情の処理に関する事項

求人者または求職者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先（職業紹介責任者）

- ・大阪本社 担当 上久保 航志 06-6364-6000
- ・東京本社 担当 有坂 享 03-5428-5570
- ・東海支社 担当 谷分 光太郎 052-551-3033
- ・幕張支社 担当 真子 翔一朗 043-351-8022
- ・八王子サテライトオフィス 担当 林 完一 042-649-5138

### 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「職業紹介個人情報管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「職業紹介個人情報管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内の職業紹介従事社員のみとする。個人情報取扱責任者は、各支社の職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、各支社の職業紹介責任者とする。

### 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した入職者が入職後6ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

入社日から1ヶ月以内に雇用契約を解約した場合	手数料の80%を返還する
入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内で雇用契約を解約した場合	手数料の50%を返還する。
入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内で雇用契約を解約した場合	手数料の10%を返還する。

許可番号：27-ユ-301145

事業所の名称：ライクスタッフィング株式会社

所在地：大阪府大阪市北区角田町8番1号

職業安定法施行規則第24条の5に定める手数料の掲示です。